

情報通信政策研究所学術雑誌刊行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報通信政策研究所（以下「研究所」という。）による学術雑誌の刊行について定める。

(学術雑誌の刊行)

第2条 研究所は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策（以下「情報通信政策」という。）に関する基礎的な調査及び研究の発展に資することを目的として、情報通信政策に関連する学術上の調査又は研究（その主たる部分が理学、工学その他の理科系統の分野における調査又は研究であるものを除く。次条において同じ。）の結果（当該結果に関連する学術上の見解を含む。同条において同じ。）に基づく論文その他の著作物（以下「論文等」という。）及び研究所の調査又は研究の業務に関連する文書、資料その他の記事からなる学術雑誌を刊行する。

- 2 前項の学術雑誌（以下単に「学術雑誌」という。）の名称は、「情報通信政策研究」とする。
- 3 学術雑誌の刊行は、第4条第4項の規定に基づき研究所が別に定めるところにより、同条第1項各号に掲げるものを研究所が管理するウェブサイトにおいて逐次公表することにより行う。ただし、研究所の予算の範囲内において、随時、研究所のウェブサイトに掲載された学術雑誌の内容の全部又は一部を整理して製本した刊行物を第三者に無償で提供する場合があるほか、当該刊行物の印刷又は出版を希望する者に対しこれを許諾する場合がある。
- 4 研究所が刊行する学術雑誌は、おおむね一年度につき一巻とするほか、研究所が別に定めるところにより、一巻を更に複数の号に区切る場合がある。

(学術雑誌に掲載する論文等)

第3条 学術雑誌に掲載する論文等は、情報通信政策に関連する学術上の調査又は研究の

結果に基づく学術上の論文等であって、次に掲げる区分のいずれかに該当するものとする。

- 一 研究所からの依頼に基づき研究所の職員でない者が寄稿したものであって、所長が学術雑誌への掲載を認めたもの
- 二 研究所の職員（所長又は調査研究部に所属する者に限る。）又は特別研究員が寄稿したものであって、所長が学術雑誌への掲載を認めたもの
- 三 研究所が別に定める情報通信政策研究所学術雑誌投稿規程（以下「投稿規程」という。）に規定する資格を有する者が、学術雑誌における論文等の掲載に関する研究所からの募集に応じて投稿したものであって、第11条に規定する編集委員会（以下「編集委員会」という。）が、研究所が別に定める情報通信政策研究所学術雑誌査読規程（以下「査読規程」という。）の定めるところによる査読（以下単に「査読」という。）の結果に基づき、査読付論文として学術雑誌に掲載すべきものと決定したものの
- 四 投稿規程に規定する資格を有する者が研究所からの募集に応じて投稿したものであって、編集委員会が、査読の結果に基づき、情報通信政策に関連する学術上の調査又は研究を発展させ、又は活性化させる契機となり得るデータ、情報若しくは知見又は問題の提起を含むものとして学術雑誌に掲載すべきものと決定したもの（前号に該当するものを除く。）

（学術雑誌の構成）

第4条 学術雑誌の構成は、次のとおり区分する。

- 一 寄稿 前条第一号又は第二号のいずれかに該当する論文等
 - 二 論文（査読付） 前条第三号に該当する論文等
 - 三 調査研究ノート（査読付） 前条第四号に該当する論文等
 - 四 ^{いほう}彙報 研究所の調査又は研究の業務に関連する文書、資料その他の記事
- 2 前項第一号に規定する寄稿については、学術雑誌の刊行に当たり、寄稿の依頼の趣旨、論文等の内容、寄稿した者の経歴、寄稿した者の希望等を踏まえ、研究所が巻頭言、特別寄稿、寄稿論文、報告、書評等の見出しを適宜付する場合があるほか、相互に関連する複数の寄稿を一括して特集等の見出しを適宜付する場合がある。
- 3 第1項第四号に規定する^{いほう}彙報については、学術雑誌の構成に当たり、記事の内容等を踏まえ、研究所が情報、速報、解説等の見出しを適宜付する場合がある。
- 4 前三項に規定するもののほか、学術雑誌における頁番号の決定の方法その他学術雑誌

の構成に関し必要な事項については、研究所が別に定める。

(著作権の扱い)

第5条 寄稿又は投稿に係る論文等が共同著作物（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）第2条第1項第12号に規定する共同著作物をいう。以下同じ。）である場合には、当該論文等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権をいう。以下同じ。）は、専ら寄稿者又は投稿者が著作権者の全てを代表して行使するものとし、寄稿者又は投稿者以外の著作権者が自らの著作権を行使しないものとするについて同意しなければならない。

2 寄稿に係る論文等の著作権（寄稿に係る論文等が共同著作物である場合には、寄稿者以外の著作権者の著作権を含む。以下この条において同じ。）は、研究所に寄稿した時点をもって研究所に譲渡されたものとする。

3 投稿に係る論文等の著作権（投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、投稿者以外の著作権者の著作権を含む。以下この条において同じ。）は、研究所が投稿者に対し掲載通知をした時点をもって研究所に譲渡されたものとする。ただし、当該投稿者が投稿規程第6条第9項の定めるところによりその投稿を同項に規定する期限までに撤回した場合には、当該掲載通知に係る論文等の著作権は、撤回した時点をもって投稿者（当該論文等が共同著作物である場合には、当該掲載通知の時点における当該論文等の著作権者）に返還されたものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する取扱いにより難い特別な事情がある場合には、寄稿者又は投稿者は、その旨を寄稿又は投稿時に研究所に対し申し出るものとする。この場合における寄稿又は投稿に係る論文等の著作権の取扱いについては、研究所と当該寄稿者又は投稿者（当該論文等が共同著作物である場合には、寄稿又は投稿時における当該論文等の著作権者を代表する者としての当該寄稿者又は投稿者。次項において同じ。）が協議して定める。

5 前項に規定する場合であっても、当該寄稿者又は投稿者は、法令の規定及び同項の事情の下で可能な範囲において、研究所に対し、その寄稿又は投稿に係る論文等の第2条第3項の規定による学術雑誌への掲載後、当該論文等（その複製物を含む。次条において同じ。）の国内外における独占的な利用を無償で許諾しなければならない。

(著作者人格権等)

第6条 寄稿又は投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、当該論文等に係る著作

者人格権は、専ら寄稿者又は投稿者が著作者の全てを代表して行使するものとし、寄稿者又は投稿者以外の著作者が自らの著作者人格権を行使しないものとするについて同意しなければならない。

- 2 第2条第3項の規定により学術雑誌に掲載された論文等の著作者は、研究所及び研究所が当該論文等の利用を許諾した第三者に対し、当該論文等に係る著作者人格権を行使してはならない。
- 3 前項の規定は、研究所又は同項の第三者が当該論文等を原著作物とする二次的著作物（著作権法第2条第1項第11号に規定する二次的著作物をいう。以下同じ。）を創作した場合にも、適用する。
- 4 研究所は、学術雑誌に掲載された論文等を原著作物とする二次的著作物を創作しようとし、又は第三者に当該論文等の利用を許諾しようとする場合には、あらかじめ寄稿者又は投稿者（当該論文等が共同著作物である場合には、寄稿又は投稿時における当該論文等の著作者を代表する者としての当該寄稿者又は投稿者）にその旨を通知するよう努める。

（著作者による論文等の利用）

第7条 学術雑誌に掲載された論文等の著作者は、研究所の許諾を得ることなく、当該論文等が学術雑誌に掲載されたものであることを明記した上で、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 当該論文等の無償での公開
- 二 当該論文等の複製
- 三 当該論文等の複製物の第三者への無償での提供

（二重譲渡の禁止）

第8条 寄稿者又は投稿者（寄稿又は投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、寄稿又は投稿時における当該論文等の著作権者。）は、研究所以外の者に対し、寄稿又は投稿に係る論文等につき一切の著作権の譲渡及び利用の許諾をしてはならない。ただし、投稿に係る論文等についての掲載通知を受けていない投稿者がその投稿を撤回した場合又は投稿規程第6条第9項に規定する投稿者が同項の定めるところによりその投稿を同項に規定する期限までに撤回した場合には、その限りではない。

（著作権に関する手続）

第9条 寄稿者又は投稿者は、寄稿又は投稿に係る論文等がその公表に当たり他の著作物について著作権法その他の法令に定める手続を要する内容を含むものである場合には、あらかじめ当該手続を経なければならない。

(紛争解決)

第10条 寄稿又は投稿に係る論文等に関し、第三者による権利若しくは利益の侵害又は第三者の権利若しくは利益の侵害に関する紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、寄稿者又は投稿者が自らこれに対処するものとする。

(編集委員会)

第11条 研究所に編集委員会を置く。

- 2 編集委員会は、編集委員15人以内で構成する。
- 3 編集委員は、情報通信政策に関連する学術研究に関し優れた識見を有する者のうちから、所長が委嘱する。
- 4 編集委員の任期は、委嘱日を含む年度の初日から起算して二年を超えない範囲内とする。ただし、所長が必要があると認める場合には、その任期を更新することができる。
- 5 編集委員会に編集委員長を置く。編集委員長は、編集委員の互選により選任する。
- 6 編集委員長は会務を総理し、編集委員会を代表する。
- 7 編集委員は、査読規程の定めるところにより、研究所からの募集に基づき投稿された著作物の査読の手続及び採否の決定を行う。
- 8 編集委員会の議事は、会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、編集委員長の決するところによる。
- 9 前項の規定にかかわらず、編集委員会の議事は、編集委員の全員及び研究所の間で電子メールを交換することにより行うことができるものとする。
- 10 編集委員会の庶務は、調査研究部において処理を行う。
- 11 前各号に規定するもののほか、議事の手続その他編集委員会の運営に関し必要な事項は、編集委員長が編集委員会に諮って定める。

(規程の運用)

第12条 この規程並びに投稿規程及び査読規程に定めるもののほか、学術雑誌の刊行に必要な事項は、調査研究部長が決する。

附 則

この規程は、平成29年3月15日から施行する。

附 則（平成30年3月13日 情研総第52号）

この規程は、平成30年3月13日から施行する。

ただし、第3条第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 情研総第82号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。